

厚生発 0307 第 6 号
令和 7 年 3 月 7 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び小腸移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙 1 から 5 の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、システム改修等の必要な措置を速やかに講じていただくようお願いします。なお、システム改修等の必要な措置が完了した後に、本改正を適用することとしたいので、当該措置完了後、速やかに厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室宛てに報告をお願いします。

なお、別添として、本改正を反映した改正後の心臓移植希望者（レシピエント）選択基準、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準及び小腸移植希望者（レシピエント）選択基準と併せて、各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準も送付いたしますので、御活用願います。

心臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

別紙 1

改正案	現行基準
1. 適合条件 (略) 2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者(レシピエント)が複数存在する場合には、第一に(1)が優先され、第二に(2)の1. Status 1 Aを優先する。それ以降の優先順位は、(2)の Status が上位のものを優先し、同じ Status 内では、(3)～(5)までを勘案して決定する。(3. の具体的選択方法を参照) (1) 親族 (略) (2) 治療等の状況による優先度 1. <u>Status 1 A: 緊急に心臓移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群で、予測余命 1 ヶ月以内の 60 歳未満の者</u> 2. <u>Status 1 : Status 1 A 以外で次の(ア)～(エ)までのいずれか 1 つ以上に該当する状態</u> (ア) 補助人工心臓を装着中の状態 (イ) 大動脈内バルーンパンピング(IABP)、経皮的心肺補助装置(PCPS)、<u>セントラル体外式膜型人工肺(ECMO)又は補助循環用ポンプカテーテル</u> (ウ) 人工呼吸管理を受けている状態 (エ) カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与を受けている状態 * カテコラミン等の強心薬にはフォスフォデ	1. 適合条件 (略) 2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者(レシピエント)が複数存在する場合には、第一に(1)が優先され、それ以降の優先順位は、(2)から(5)までを勘案して決定する。(3. の具体的選択方法を参照) (1) 親族 (略) (2) 治療等の状況による優先度 (新設) <u>定義: Status 1 : 次の(ア)から(エ)までのいずれか 1 つ以上に該当する状態</u> (ア) 補助人工心臓を装着中の状態 (イ) 大動脈内バルーンパンピング(IABP)、経皮的心肺補助装置(PCPS)又は動静脈バイパス(VAB)を装着中の状態 (ウ) 人工呼吸管理を受けている状態 (エ) <u>ICU、CCU 等の重症室に収容され、かつ、カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与を受けている状態</u> * カテコラミン等の強心薬にはフォスフ

心臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

ィエステラーゼ阻害薬なども含まれる (削除) 3. Status 2 : 待機中の患者で、上記以外の状態 4. Status 3 : Status 1 A、Status 1、Status 2 で待機中、除外条件(感染症等)を有する状態のため一時的に待機リストから削除された状態 Status 1 A、Status 1、Status 2 の順に優先する。 また、Status 3 への変更が登録された時点で、選択対象から外れる。除外条件がなくなり、<u>Status 1 A、Status 1</u> 又は Status 2 へ再登録された時点から、移植希望者(レシピエント)として選択対象となる。 (3) 年齢 (略) (4) A B O 式血液型 (略) (5) 待機期間 以上の条件が全て同一の移植希望者(レシピエント)が複数存在する場合は、待機期間の長い者を優先する。	ォディエステラーゼ阻害薬なども含まれる * ただし、18歳未満に限り、重症室に収容されていない場合であって、カテコラミン等の強心薬の持続的な点滴投与を受けている状態も含まれる(この状態で待機中に18歳以上となったときには、(ア)から(ウ)までのいずれかに該当しない限り、Status 2 とする) Status 2 : 待機中の患者で、上記以外の状態 Status 3 : Status 1、Status 2 で待機中、除外条件(感染症等)を有する状態のため一時的に待機リストから削除された状態 Status 1、Status 2 の順に優先する。 また、Status 3 への変更が登録された時点で、選択対象から外れる。除外条件がなくなり、Status 1 又は Status 2 へ再登録された時点から、移植希望者(レシピエント)として選択対象となる。 (3) 年齢 (略) (4) A B O 式血液型 (略) (5) 待機期間 以上の条件が全て同一の移植希望者(レシピエント)が複数存在する場合は、待機期間の長い者を優先する。
--	--

心臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

○Status 1 A の移植希望者（レシピエント）間では、
待機期間は Status 1 A の日数とする。

○Status 1 の移植希望者（レシピエント）間では、待
機期間は Status 1 の日数とする。
(削除)

○Status 2 の移植希望者（レシピエント）間では、待
機期間は登録日からの日数とする。

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者（ドナー）が 18 歳以上の場合

順位 *	治療等の状 況 による優先度	年齢	A B O 式血液 型
<u>1</u>	<u>Status 1 A</u>	<u>60 歳未満</u>	<u>一致</u>
<u>2</u>	Status 1	60 歳未満	一致
<u>3</u>			適合
<u>4</u>		60 歳以上	一致
<u>5</u>			適合
<u>6</u>	Status 2	60 歳未満	一致
<u>7</u>			適合
<u>8</u>		60 歳以上	一致
<u>9</u>			適合

(新設)

○Status 1 の移植希望者（レシピエント）間では、待
機期間は Status 1 の延べ日数とする。

(注) 移植希望者（レシピエント）の登録時に 18 歳
未満で、Status 1 の（エ）に該当していた患者が、そ
の後 18 歳以上となり、重症室に収容されていない
ため Status 2 とされたが、再度、Status 1 の状態と
なったときは、18 歳未満で Status 1 に該当してい
た期間も Status 1 の延べ日数に含まれる。

○Status 2 の移植希望者（レシピエント）間では、待
機期間は登録日からの延べ日数とする。

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者（ドナー）が 18 歳以上の場合

順位 *	治療等の状 況 による優先度	年齢	A B O 式血液 型
	(新設)		
<u>1</u>	Status 1	60 歳未満	一致
<u>2</u>			適合
<u>3</u>		60 歳以上	一致
<u>4</u>			適合
<u>5</u>	Status 2	60 歳未満	一致
<u>6</u>			適合
<u>7</u>		60 歳以上	一致
<u>8</u>			適合

心臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

（２）臓器提供者（ドナー）が１８歳未満の場合

順位 ＊	治療等の状況 による優先 度	年 齢	A B O 式血液 型
<u>1</u>	<u>Status 1 A</u>	<u>1 8 歳 未 満</u>	<u>一 致</u>
<u>2</u>	Status 1		<u>一 致</u>
<u>3</u>			<u>適 合</u>
<u>4</u>	Status 2		<u>一 致</u>
<u>5</u>			<u>適 合</u>
<u>6</u>	<u>Status 1 A</u>	<u>1 8 歳 以 上</u> <u>6 0 歳 未 満</u>	<u>一 致</u>
<u>7</u>	Status 1	<u>1 8 歳 以 上</u> <u>6 0 歳 未 満</u>	<u>一 致</u>
<u>8</u>			<u>適 合</u>
<u>9</u>		<u>6 0 歳 以 上</u>	<u>一 致</u>
<u>10</u>			<u>適 合</u>
<u>11</u>	Status 2	<u>1 8 歳 以 上</u> <u>6 0 歳 未 満</u>	<u>一 致</u>
<u>12</u>			<u>適 合</u>
<u>13</u>		<u>6 0 歳 以 上</u>	<u>一 致</u>
<u>14</u>			<u>適 合</u>

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

今後、新たな医学的知見などを踏まえ、優先順位の評価

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

（２）臓器提供者（ドナー）が１８歳未満の場合

順位 ＊	治療等の状況 による優先度	年齢	A B O 式血液型
	<u>（新設）</u>		
<u>1</u>	Status 1	1 8 歳 未 満	一致
<u>2</u>			適合
<u>3</u>	Status 2		一致
<u>4</u>			適合
	<u>（新設）</u>		
<u>5</u>	Status 1	1 8 歳 以上	一致
<u>6</u>		6 0 歳 未 満	適合
<u>7</u>		6 0 歳 以上	一致
<u>8</u>			適合
<u>9</u>	Status 2	1 8 歳 以上	一致
<u>10</u>		6 0 歳 未 満	適合
<u>11</u>		6 0 歳 以上	一致
<u>12</u>			適合

* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

将来、Status 1 の移植希望者（レシピエント）が増加す

心臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

やブロック制の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。 また、Status 2 の 18 歳未満の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植の優先順位については、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。	ると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位 2 の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2 の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。このことを含め、今後、新たな医学的知見などを踏まえ、優先順位の評価やブロック制の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。 また、Status 2 の 18 歳未満の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植の優先順位については、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。
---	--

肝臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

改正案	現行
1 ～ 2 (略) 3. 具体的選択方法 (1) ～ (4) (略) (5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者(レシピエント)が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者(ドナー)から肝臓及び小腸の提供があった場合には当該待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者(レシピエント)が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者(レシピエント)が優先される。 <u>また、肝小腸同時移植において、膵臓も含めた移植を希望する者については、膵臓移植および膵腎同時移植の希望者がいない事例のみ、肝膵小腸同時移植が可能である。</u> (6) (略) 4. その他 (略) (別紙) 肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について (略)	1 ～ 2 (略) 3. 具体的選択方法 (1) ～ (4) (略) (5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者(レシピエント)が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者(ドナー)から肝臓及び小腸の提供があった場合には当該待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者(レシピエント)が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者(レシピエント)が優先される。 (6) (略) 4. その他 (略) (別紙) 肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について (略)

脾臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

別紙 3

改正案	現行
1 ～ 3 (略) (別紙) 肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について 1 ～ 3 (略) 4. 脾腎同時移植希望者の「待機 inactive」について 脾腎同時移植希望者(レシピエント)については、<u>脾臓又は腎臓のいずれかが「待機 inactive」の場合、脾臓及び腎臓は臓器のあっせんの対象から除外する。この場合、当該移植希望者(レシピエント)が「待機 inactive」状態の期間は、移植希望者(レシピエント)の待機期間の算定対象となる。</u>	1 ～ 3 (略) (別紙) 肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について 1 ～ 3 (略) 4. 脾腎同時移植希望者の「待機 inactive」について 脾腎同時移植希望者(レシピエント)については、<u>脾臓、腎臓ともに、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に限り、脾臓移植に係る主治医が腎臓移植に係る主治医に了承を得た上で、脾臓移植希望者(レシピエント)登録患者の待機リストを「待機 inactive」とするとともに、腎臓についても一時的に臓器のあっせんの対象から除外する。この場合、当該移植希望者(レシピエント)が「待機 inactive」状態の期間は、脾臓移植希望者(レシピエント)の待機期間の算定対象となるとともに、腎臓移植希望者(レシピエント)の待機期間の算定の対象にもなる。</u>

改正案	現行基準
1 ～ 3 (略) 4. その他 <u>(1) 待機 inactive 制度</u> <u>腎臓移植希望者(レシピエント)が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、(一社)日本臨床腎移植学会の定める「腎臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、腎臓移植希望者(レシピエント)の待機リストを「待機 inactive」とする。</u> (2) 2 腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。 ①臓器提供者(ドナー)が6歳未満の場合 ②ドナーが6歳以上であって、(公社)日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者(レシピエント)の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者(ドナー)の腎機能が一定程度以下、かつ、1 腎ではその機能が不十分と判断するとき (3) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA 検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。 (4) 臓器提供者(ドナー)が20歳未満の場合に、選択時20歳未満の移植希望者(レシピエント)を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行	1 ～ 3 (略) 4. その他 (新設) (1) 2 腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。 ①臓器提供者(ドナー)が6歳未満の場合 ②ドナーが6歳以上であって、(公社)日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者(レシピエント)の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者(ドナー)の腎機能が一定程度以下、かつ、1 腎ではその機能が不十分と判断するとき (2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA 検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。 (3) 臓器提供者(ドナー)が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者(レシピエント)を優先する取扱いについては、改正選択基準の

腎臓移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。	施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。
-------------------------------	---------------------------------

小腸移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

別紙 5

改正案	現行基準
1. 適合条件 (略) 2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者(レシピエント)が複数存在するには、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。 (1) 親族 (略) <u>(2) 臓器提供者(ドナー)が18歳未満の場合は、 レシピエント選択時18歳未満である移植希望者(レシピエント)を優先する。</u> (3) 医学的緊急度(Status1を最優先とし、次にStatus2、Status3の順に優先する。) (略) (4) ABO式血液型 (略) (5) 待機期間 (略) 3. その他 <u>(1) 待機 inactive 制度</u> <u>小腸移植希望者(レシピエント)が、医学的理由により</u>	1. 適合条件 (略) 2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者(レシピエント)が複数存在するには、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。 (1) 親族 (略) (新設) (2) 医学的緊急度(Status1を最優先とし、次にStatus2、Status3の順に優先する。) (略) (3) ABO式血液型 (略) (4) 待機期間 (略) 3. その他 <u>基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。</u> (新設)

小腸移植希望者(レシピエント)選択基準 新旧対照表

<u>当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、小腸移植希望者(レシピエント)の待機リストを「待機 inactive」とする。</u> <u>(2) 検討</u> <u>基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。</u>	(新設)
--	-------------